

平成19年11月16日

「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会」の発足

総務省では、「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会」を発足し、不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いについて、有識者による専門的な検討を行うこととしました。

1. 趣旨

不祥事を起こした国家公務員に対する退職手当の取扱いについて検討する旨の政府方針が、先月30日に閣議決定されました。

現行の退職手当制度については、公務員が在職中に

- ・ 懲戒免職相当の不祥事を起こしても、退職し退職手当が支給された後に発覚した場合
- ・ 禁錮以上の刑に相当する事件を起こしても、本人が死亡する等により刑が確定しない場合

に退職手当を返還させることができない等の問題が指摘されています。

この問題を解決するためには、退職手当の目的、性質を始め、返還させる理由等、制度本来の在り方に立ち返り、関連制度、国、地方、企業等の実態を踏まえつつ、専門的な検討を行う必要があります。

このため、関連する法制や実情等に詳しい有識者の方々に御参集いただき、総務大臣が主催する「国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会」を開催することとしました。

2. メンバー

検討会のメンバーは、別紙のとおりです。

3. 検討会スケジュール

平成19年11月28日(水)に初会合を行い、月1～2回開催し、来年の春までを目途に結論を得る予定です。

人事・恩給局参事官室

担当:久保補佐、大澤係長

電話:(代表)03-5253-5111(内線 2013)

直通:03-5253-5264

FAX:03-5253-5229

(別紙)

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会メンバー名簿

(敬称略、五十音順)

- | | | |
|---|--------------------|-----------------------|
| | うちやま ひでよ
内山 英世 | 公認会計士 あずさ監査法人専務理事 |
| | かど きよえ
角 紀代恵 | 立教大学法学部教授 |
| ○ | さかた まさひろ
阪田 雅裕 | 弁護士・前内閣法制局長官 |
| ◎ | しおの ひろし
塩野 宏 | 東亜大学通信制大学院教授 東京大学名誉教授 |
| | もりと ひでゆき
森戸 英幸 | 上智大学法学部教授 弁護士 |
| | やなせ こうじ
柳瀬 康治 | 弁護士 丸の内中央法律事務所 |
| | やまもと りゅうじ
山本 隆司 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
- (◎:座長 ○:座長代理)